

註二、一八九六年八月三日附トルウファノクとホウラレヨクの請願に關する島令

註三、デ・ア・ドリーリ、『サガレン島への流刑』三十一頁

強制的に同棲させられた婦人は決して、牝としての役割が當局の盲目的な意志によつて結びつけた男との同棲だけに限られるものであるとは確信できないのである。同棲者は必ずしも、他の不仕合な仲間の夜這ひを防げるわけでないし又防がうとするものでもない。ボドドゥブスキイ博士はサガレンの子供の状態に關する報告の中で、婦人を流刑に處するのは『放肆極る淫賣を申し渡すのに均しい。何故なら、このやうな移民地では獨り者の男子五十人乃至八十人に對して女子は二人乃至五人だからである』(註一)と述べてゐる。『獨身の女を殆んど獨身の男ばかりが住んでゐる土地へ送るのは、彼女を強ひて墮落させることを意味する』と、元の刑務總局長官ア・ベエ・サロモンは言つてゐる。或移民地では三十人の移民と六人の兵隊に對して女子は全部で四人であつたが、その中の一人が醫者の所へ相談に來たことがあつた。彼女は非常に憲れてゐたが、色々問ひたゞされて、毎日二十回以上も男と關係してゐたことが明らかになつた(註二)。移民の中の或者が商賣の目的物にすると言ふ特別の目的の下に女達を懇願して得たことがあつた。婦人達はどうしても、かうした穢らはしい強請に従はざるを得ない。何故ならその男達は幾十人の獨身男の支持と鼓舞をうけてゐるので女達には反抗する力がないのである。こゝでは如何なる抗議も目的を達せられない。同棲を拒めば、刑務所や監禁所にやられるし別の所へ流される。そして婦人が自分の指定された同棲者が淫らな事を強いるのを證明し得た場合にも、勝つたことにはならないのである。何故なら、そんなことがあると彼女は別の移民地に移されるしそこでは矢張り孤立無援で庇ひ手もないからである。

註一、デ・ア・ドリーリ、前掲書、三一頁

婦人を移民と強制的に同棲させる制度は、一八九九年六月二十六日附の島令百九十三條によつて禁示せられた。この島令によれば、移民中の誰かと同棲したいと思ふ婦人は申請せねばならず、この申請は彼女の自由意志的な結合の證として登録簿に保存せられる。しかしながら、移民中の誰かとの『共同家政のために』移民地に行きたくない婦人は、この命令によれば刑務所に入らねばならず、『相應した獄内労働に使はれる』(註一)のである。しかし――『サガレン島に於ける流刑女囚と流刑家族の生活状態に就て』なる論文者によれば――『リヤブウノフ陸軍少將の立證するところでは、刑務所も貞操を守らうとする婦人にとつて隠れ家に成り得るかどうか怪しいのである。それはサガレンの看守は極端に素質がよくないからである。』(註二)

註一、刑事彙報、一八九九年、第十號、四二二頁

註二、私は既に前の章の一つで述べたが、一九〇二年の夏、看守が一人につき五十哥で男を夜女囚監へ入れてゐたのが暴露せられたことがあつた』

その筆者は更に次のやうに付け加へる。――『その上、監獄に入れて置くのだつたら女をサガレンへ流さなくともよいではないか。』(註一)。思はずベンがすべて洩れたこの腹臓のない言葉は、徒刑女囚に對するサガレンで支配的な見解を實に正確且つ明瞭に特徴づけてゐる。『デプレラドキツチの時代から婦人の性を利用する形式は變化し、軍務知事ソヤブウノフ陸軍少將は婦人の同棲を指定すると言ふ以前に廣く行はれてゐた制度を公然且つ嚴重に非難したが(先に引用せる島令第百九十三號参照、傍註は一九五頁にある)、それにも拘らずかゝる見解は三十年前と本質的には

全く變つてゐない。婦人の性のみが評價されると云う、この見解は現在も以前と同じことでありサガレンでは婦人に對する一切の關係に浸み透つてゐる。權威ある同著者の立證によれば、女達にとつては刑務所そのものが同棲者を見守けるまでの臨時の避難所に過ぎないのである。著者は述べてゐるが、『若し男との同棲生活が幸福に行かなかつたら、女は何時でもアレクサンンドロフスク哨所に歸へり、新しい『主人』を撰ぶまですつとそこの餘り收容力のない女囚監で暮して行けることになつてゐる……』

註一、刑事彙報、一九〇一年、第六號、二七九頁

同棲——これはサガレン生活の最も暗い面の一つである。何故なら、大抵の場合に於て同棲は淫賣への第一歩であり、然も同棲を避けることはどうしても出來ないのである。たとへ權利剝奪の概念には家族權の喪失が入るとしても、宣告では未だ結婚關係を破棄するに充分ではない。それは宣告によつて權利を喪失してゐない夫婦中の一人が請願をする必要がある。しかしながら夫婦の多く、特に女の方は離婚を罪悪と考へてどんなことがあらうと離婚に同意しない。しかも刑を宣告された相手について行きたくない場合にもさうであり、そこで刑を宣告された方は、永久に、或はロシヤに残つてゐる相手が死ぬ時までは新しく結婚する權利を剝奪されることになる。しかしながら、刑を宣告されない方が離婚に同意した場合にも、これが實現をみるには相當な時日を要しサガレンの流刑人が何年も離婚を待つてゐることも屢々みられる。その上、流刑囚が結婚するには一年から三年と相當に著しい期限が制定されてゐる。だから獨身者ややもめ暮しの者も必ずしも結婚出来るとは限らないので、同棲を餘儀なくされるのである。かう言ふ拘束が流刑女の生活に如何に反映してゐるかは、次の資料によつて判定することが出来る。一九〇〇年と一九〇

一年を通じてサガレンでは百三十四人の流刑女が嫁してをり、その中で流刑女囚は一二十三人で、全體の一七・二%、女移民は一八十九で、六六・七%、流刑農婦は一二十二人で、一六・四%である。嫁した農婦の數が少いのは、恐らく、この群は他よりも年取つてゐることで説明せられるだらう。流刑女囚に就ては、この仲間の結婚數が取るにたらないのは法律が特に彼女達に課してゐる壓迫によつて明らかにされるだらう。サガレンの行政當局は一度ならず流刑女囚の離婚手續を簡易化する請願運動を起した。その結果、宗教管區監督局に對してかうした問題は出来るだけ迅速に解決するやうに指圖せられたが、これによつても離婚請願者の立場は餘り變らなかつた。勿論、變化する筈のものではないのだ。何故なら本當の惡は緩慢な業務執行にあるのではなくて、流刑中の自分の伴侶を獨身生活に運命づける權利を郷里の夫なり妻に許與したことにあるのだからである。この權利が除去せられ、刑を宣告された者について行くか行かないかと結婚破棄の唯一の條件として認められるまでは、非合法的な同棲が盛んである今一つの要因は彼女達の經濟的な孤立無援である。女囚を收容する監獄は餘りに小さいので、先にも述べたやうに彼女達の貞操を犯させないやうにすることが出來ないのである。下女に雇はれることは妻子持の官吏のところでも禁ぜられており、筋肉勞働をやるには彼女達は無力だし、一般にサガレンで何かの仕事を見付けることは實にむつかしいのである。かくの如くにして、食糧は政府から男子同様に保證されてゐるが、仕事の點になると婦人は男子と比較して量り難く悪い條件に置かれる。非合法的な同棲はかうした狀態からの自然の逃亡であつて、これによつて彼女達は嫌でたまらない刑務所から解放されると共に、主婦の地位が與へられ、將來自分達の安定した家庭をつくり得ると言ふ希望を持たされる。

流刑女の状態が如何に困難であらうとも、自由意志で夫について來た妻の状態よりはましである。前者は罪を犯したのであるが、刑務所では住み且つ扶養をうける権利を與へられるし刑務所を出てからは被服と食糧の支給をうける権利を與へられる。自由意志で夫について來た妻は、島に着いてから二年間たゞ月三留の手當を貰ふ。子供の扶養手當としては、一人に對して月一留五十哥支給せられるが、この手當では時にはパン代にも足りないのである。仕事を見付けるのは非常にむつかしい。その上、夫についてまた妻は子供を持つてゐるのが普通だから、それが手足縛ひになる。この點でも流刑女の方が自由意志で島に來た女よりも優越してゐる。何故なら、子供を連れて流刑されてゐる女は稀だからである。一八八四年から一九〇〇年の間に（情報を持ち合せないので、一八九五年、一八九七年、一八九八年を除く）、サガレンに流刑された婦人は千六百十人であり、連行の子供は二百二十四人であつた。従つて、子供一人に對して女七人強と言ふことになる。これと同期間に自由意志でついて來た女は千百七十四人サガレンに到着してをり、連行の子供は千九百六十六人であつた。即ち、女百人に對して子供百六十七人に當り、従つて、自由意志でついて來た女は子供の負擔の點では流刑女の状態より殆んど十二倍重いのである。夫が刑務所から出ると、女の状態も矢張りよくなる。夫の口糧は、政府が子供に與へる手當を補ふ。時には、子供を夫に見させて何かの稼ぎをすることも出来る。しかし夫が獄に入つてゐる時にはその家族の状態は絶望的になり、屢々貞節な女も犯罪女の状態を羨やむやうになる。のつびきならぬ困窮が打克ち難い力で他の幾百の女達が入つたと同じ道へ彼女を押しやり、遂に女は男と通じることになり、時には罪を犯すにさへ到るのである。一例をあげると、ウラヂオズトツク地方裁判所の巡回裁判で出獄した流刑囚の夫を殺した妻の事件が審理されたことがある。法廷で明らかになつたところによると、この

女は非常な困窮の結果夫の入獄中に他の男と關係したのである。夫が刑を了へた時、彼女は、夫の復讐^{復讐}を心配し彼女を手放さうとしない同棲者を恐れ、その上懲役を宣告せられると食糧と衣料が給與されることを考へ、夫を殺害したのである（註一）。

註一、『サガレン島に於ける流刑女と流刑者の中核の状態』刑事彙報、第六號、第二八八頁

サガレンの貧窮生活は婦人をこのやうに歪めるのであつて、しかもこれ等の婦人は決して罪を坑して良心を苦しめられてゐるのではなく、刑を宣告された夫について行くのを自發的に決心し家庭に對する愛着と結婚の神聖に對する忠實を證明したのだ。しかし一片のパンのために他所の男と同棲して夫婦道を毀損し、更に雙務的な夫婦約束によつて自分を賣る位のことは未だ最後の墮落ではない。時には貧窮のために兩親が年の行かない自分の娘を賣つたり同棲させたりすることがある。これはたゞ餘計な食糧調達を免れたいがためである。屢々十二、三の娘が母になり、大びらに看守や書記や行政當局のいろいろな役人のところに養はれてゐることがある（註一）。アレクサンドロフスク哨所の登録簿の賣笑婦の中にはほんの子供に過ぎないのがをり、しかも彼女達は今年からこの商賣を始めたわけではない。醫者のロバスは言つてゐるが、彼は一度ならず、如何にも馴れた賣笑婦らしい印象を與へるが年齢は十二、三にしかならない娘を検査したことがある（註二）。デ・ア・ドリーリの證明によれば、彼のサガレン滞在中にアレクサンドロフスク病院では梅毒に感染した十歳になる娘が治療をうけてゐた（註三）。サガレン島の元の治安判事ノヴォムベルグスキイ氏の話によれば、この人は、自分の十歳になる娘を計畫的に賣つた兩親を告發したことがあるさうである。同じくこの判事の證明するところでは、かうした取引は時に豫め企んで公然と行はれ、その目的は『風俗を故

意に壊亂せり』との廉で刑を宣告され罪人として食糧と衣料の給與をうけるにあつた。彼はまた次のやうな事實を語つてゐる。ある移民から幾十留かの支拂要求の件で訴へられ、十三歳の娘ワシリーサ・イリュチーナが法廷に立つたことがある。『審理の結果、次のことが明らかにされた。原告は被告の両親と契約を結んだがそれによると原告は両親に牡牛一頭を提供し、その代りとして両親の方では娘を原告と同棲させることになつたのである。』この娘は、幾らか原告と一緒に暮らし、男から贈物を取り上げて両親の所へ歸り、幾日かして他の移民と同棲してしまつた。被告は、自分はその贈物は『勤め上げた』結果であるし、新しく同棲することになつたのは、金がないので彼女の両親はどうしても播種を了へることが出来ず、新しい同棲者が被告に二十留呉れたからである、と説明した。彼女が賣られたのは、これが最初ではない。十歳の時にも同じく契約によつてルイコフ村落のある小店に賣られたことがあつた（註四）。また次のやうな例もある。サガレンの海岸にマグンコタン村落があるが、これは農業を營めない土地に存在してをり、唯一の仕事は暴風雨で海岸に投げ上げられた鮓を隣の日本人の漁場へ賣ることである。この村落のある移民のところには十六の娘が同棲してゐた。彼女は十三の時から両親によつて男と同棲させられたのであるが、それは両親が、男は政府の口糧を貰つてゐる移民なので有利な寄宿人を取り逃すことを恐れたからである。私は自分で知つてゐるが、移民と同棲してゐる母親が自分の十二になる娘をウオツカ一瓶と三留で賣つたことがあつた。

註一、エヌ・ノヴォムベルグスキー、『サガレン島』、三一頁

註二、エヌ・エス・ロベス、『サガレンの徒刑と流刑地』、一五〇頁

註三、デ・ア・ドリーリ、『サガレン島への流刑』、三五頁

註四、エヌ・ノヴォムベルグスキー、前掲書、三一一三二頁

上掲の例には悉く同一の特質が明瞭に見られるが、それは子供の擷取が經濟條件に依存してゐることである。サガレンの貧窮が時にどの程にまで達するかを知つてゐる人だつたら、これ等の現象を両親の道徳上の腐敗によつて説明するやうなことはあるまい。道徳的腐敗、より正確には野蠻といふことは、大抵の場合貧窮のしからしめるところである。この點サガレンの例も決して例外ではない。全ての大都市では、競争と産業恐慌のために、仕事を求めてありますくことが出来ず、自分の力をすり托らす幾千の労働者が街頭に溢れており、そこでもサガレンに於けると同じ現象が觀られる。巴里では一万五千以上の婦人労働者が一日一フラン乃至一フラン半の賃銀で働いてゐるが、不況時を除くと、その一日の平均賃銀は八十サンチーム乃至九十サンチームになる。然るに巴里ではどんなに切り詰めた暮しでも年六百五十フラン乃至七百フラン以上はかかるのである。その結果、多くの女達は娼婦に登録することを求める。彼女達の説明するところによれば、巴里では女が稼げるだけは稼いでも、暮しが立たないのである（註一）。巴里では拘留された賣笑婦三千六百四十五名中、未成年者は千〇七十四名に當り、その中には十三の小娘もあるのである（註二）。ジュール・シモンの證明によれば、母親である多くの婦人労働者は自分の娘に情夫を持つことを奨める。そして娘が長い間に情夫を見付けないと、『お前は何一つ自分のことをしようとしてない』と言つて叱るのである。レームスでは女工達は十二の時からからだを提供し、長い間娼家に勤めてゐた（註三）。ベルリンの育児所では、子供の九四%は私生子であり、七五%は、職人、労働者、その他『下層階級』の出身である。ギルシ氏は、家内工業に從事してゐるベルリンの労働階級の貧窮を描寫し、婦人がかかる條件の下で貞操を守らうとすれば『弾丸が霰のやうに降る戦場に

於けるよりも、より多くのヒロイズムと勇氣が入る』と言つてゐる。有夫の婦人でさへ、その夫が『飢餓』賃銀しかとつてゐないとすれば、恐慌時には全然方法がなくなり、止むなく淫賣に避難所を求める。一八八七年の官廳資料によると、ベルリンの登録賣笑婦中一二〇三名は労働者と職人の妻である。ギルシ氏は歎歎の聲を發してゐるが、生きるための手段を見出すために一時淫賣に走る女の數は實に大きいではないか！　ベルリンの貧乏な労働者は、全家族が一つの部屋に住まねばならない。大きくなつた男女の子供達が一つの共通のベットで雑魚寝をし、屢々そこへ同宿人が加はる。ある家族のところでは賣笑婦に部屋の一隅を提供してゐる（註四）。これと同じことは我が國のモスクワでも見られる。ある他の大きな都市でも見られる。保護委員會の報告によれば、プラツセルでは十人の家族が一つの部屋に住んでおり、寝床は兩親のがあるだけで、十七から二十九歳の後の家族達は一つの藁袋の中で雑魚寝してゐるのである。この窮屈な共同生活の結果として三人の若い娘は二人の兄弟のたぬを宿し、二人の兄弟はそれを憚ることがなく言つてゐる（註五）。ブートスの言葉によれば、ロンドンの労働者の住宅が人間でぎつしりしてゐることが、近親相姦を別に何でもない普通の事實と考へさせる原因である（註六）。そこでは少女は既に十二歳から商賣に適するとされ、ロンドンには極めて年若い娘を賣買する特別の職業が出來てゐる。その際には、娘の純潔を示す健康診斷書が豫め娘に手交せられる。十一、二の娘の母親も、誘惑者の拂ふ金のために娘の墮落を承諾する。娘を女郎屋へ賣る兩親も多い（註七）。ブウトスの證明するところでは、やつと十三になつたばかりの少女が自分の母親の手で有名なデストホリの貧民窟へ賣られたことがあつた。同じ著者は述べてゐるが、この邊の娼婦の墮落してゐることゝ言つたら、札付きの無賴漢さへ買ひに行かない程である。兵士も女のところへ通ふことはおろかその家の傍を通ることも禁ぜられ

てをり、これを犯すと二十五日の禁錮に處せられる。それを監視するために、街の兩端に番兵が置かれてゐる。ハックスレー教授は次のやうに言つてゐる。——イギリスの首都のこの邊りに住んでゐる多くの人間よりは、寧ろアフリカの新ギネヤの蠻人の方が人間らしい生活を營むことの出来る好條件に恵まれてゐる（註八）。

註一、デ・ドリーリ『犯罪と犯罪人』二六四頁

註二、同上、二七五頁

註三、ジユール・シモン、『ヨーロッパの婦人労働者』一三一一三二頁

註四、ギルシ、『社會疾患としての犯罪と賣淫』四五、六一、六四、六五、六六頁

註五、デ・ドリーリ、『犯罪と犯罪人』二六九頁

註六、ヴァ・アートス、『イギリスの貧民窟にて』八一頁

註七、デ・ドリーリ、同上、二七五頁

註八、ヴエ・ブートス、前掲書、六三、六八、一八四頁

このやうな例はいくらでもあげることが出来るだらうが、以上手當り次第にあげた事實で、一切を破壊する貧窮の力を説明するに充分である。貧窮は、世界文化の中心地でも又淋しいサガレンでも全く同じ結果を齎らすのである。貧困の大きな一撃の下に、地理的な經度や周圍の文化水準には拘りなく、人間精神の全ての良き特質は粉々になり、どんなことがあつてもどうしてもと言ふ動物的生活慾のみが残るのである。ア・ベエ・サロモンは語つてゐるが、彼があた時分アレクサンドロフスク哨所には一人の女が居り、人々は女の名など忘れてしまつてゐたが、女は彼女の相場によつて『五哥さん』と呼ばれてゐた。彼はまた語つてゐるが、ルイコフにも一人の女が居り、この女は渾名を

『おで、こ婆さん』と言ひ七十を超えてゐて、相場は三哥であつた。ある者はお情けでこの婆さんに五哥から七哥與へた（註一）。これよりも恐ろしいことが想像出来るだらうか。誰しも、この病氣と飢えで弱りきつた老ぼれ老婆が、この商賣で重い苦しみの外に何かを得るとは考へないであらう。しかしながら生存慾の大きいことゝ言つたら、老婆は苦痛を無視し自分の半ば腐りぐた／＼になつたからだと罵詈雜言にさらしてゐるのである。これもたゞ何處かの垣根の邊りで斃りたくないからである。滅び行く肉體の苦悶、殆んど無意識に等しい鬭争、消えてゆく生命の時間を幾らかでも運命から奪ひ取らうとする慾求、これ等を如何なる道徳の規準にあて嵌めることができようか？ しかも一般に、我々が仕上げた道徳上の要求は貧窮に適用することが出来るだらうか？ 貧窮をかゝる見地から裁斷出来るだらうか？ 貧窮——これは一切を腐蝕せしめる恐ろしい疾病であり、この病氣に罹つた犠牲には、我々が健康な有機體に適用してゐると同じ裁斷を適用することは出来ない。この状態は野蠻の状態であつて、こゝでは、特に一つの法則、動物的必然性の法則が保存せられ作用する。

註一、ア・ペエ・サロモン、『サガレン島』、刑事彙報、一九〇一年、第七七頁

しかし野蠻は未だ宿命的な惡ではない。これは自然な力ではないから、決して鬭争出来ないと言ふのではない。既に野蠻になつた人々、一片の麺麪を獲るための長い間の鬭争で進取性が悉く消滅し一切の社會的本能が衰弱した人々を良き生活に立ち歸へらせるることは恐らく困難であるとして、まだ貧窮の淵の底まで沈んでゐない人々を貧窮から防止することは完全に可能である。このために必要なのは飢えた人々の手に仕事を與へ、一片のパンを自分で稼ぐことが出来るやうにすることであり、同時に國庫から無償でパンを貰ふことのないやうにすることである。何故なら、道

徳的腐敗ではなくて人爲的に創り出された寄生々活が、特に、サガレンの貧窮とそれに踵を接してつゞく野蠻性の原因だからである。

殊に、これは婦人に關しては正しい。その四〇%は、たゞ罪の宣告をうけた自分の夫の運命を和げようとする寛大な心の動きに従つたことが原因なのである。流刑女はと言へば、その大多數は、一般に考へられてゐるよりはずつと腐敗してゐないのである。元アレクサンドロフスク中央刑務所々長アリ・ペエ・シビヤギンの如き流刑に通じてゐる人も、婦人犯罪者を次のやうに特徴づけてゐる。彼は述べてゐる。——『悪い意志の存在や犯罪構成の點では、流刑婦人は著しく男子に劣る。だからこそ、心からの同情とその運命と可能な矯正に対する特別な配慮の念を起させるのである。これ等の婦人の大部分は、不幸な結婚の犠牲であり、又必ずしも氣樂に生れたのではない私生兒の殺害者である。しかもそれは、打ち碎かれた人間の生命をいよ／＼多く濁流に巻いて年毎に持ち去る大都市と工業中心地の特殊な社會的條件に影響されてゐるのである。』著者は更につづけてゐる。——『私が流刑場で觀察したのは、如何にも婦人犯罪者が善良であつて一切の善事が聞き分けられることである。しかも彼女達は判決の前後を通じて、又流刑のために護送される長い道中、異常な目に會つてゐるのである』（註二）

註一、ボド・ドゥ・スキー博士は、一八九四年の報告の中で婦人の犯罪に關する次のやうな統計資料を引用してゐる。その年に到着した百二十人の婦人は次のような判決をうけてゐるのである。——夫殺し——五二人夫殺し未遂——四人、嫉妬による女の殺害——三人、懲心した情夫の殺害——三人、子供殺し——一七人。残りの女は色々な家庭不和に基づいて生じた犯罪であつて、男殺し、姑殺し、その他である。エヌ・エス・ロバス、『サガレンに於ける徒刑と流刑地』一一三頁

註二、アリ・ペエ・シビヤギン、『刑事上の流刑と刑務所の現在及び將來に關する若干の感想』、刑事彙報、一八九八年、第六

尙附言すべきは、流刑女はサガレンの全ての婦人同様に、更に特別な配慮と保護に價ひすることである。何故なら、彼女達は家族の基礎であり、来るべき世代の母であり養育者であるからである。しかもこの世代はサガレンの將來の經濟的並に精神的繁榮の基とならねばならない。だが彼女達は現在何を自分の子供に與へられるだらう、何を教へ、如何なる精神的基礎を据え得るだらう、サガレンの婦人は島を支配し彼女を隸屬せしめてゐる見解は引きづられ、自らを以つて單に牝と考へ、自分の性の附屬物たることを以つて唯一の特權であり生きる権利であると考へることに慣れてゐる。これではどうして自分の子供に人間の品位に關する觀念を植えつけることが出來ようか。新しい徒刑はサガレンの子供によつて生じると言はれてゐる。これた實際でない。徒刑ではなくて、徒刑の素が生じるのだ。これ等の子供の兩親は生活を建設した人々の間で幸福な幼年時代を知つてゐる。彼等の多くの者が穴藏の中で生れ、母の愛撫も世話も知らずに、鋪道で成長したものであつたにもせよともかく、彼等は違つた生活様式を見たし、觀察したのである。教會や、學校や、公開講義を行つてゐる講堂や、最後には、偶然に耳に這入つた立聞き話しえよつて、彼等は感銘についての若干の片鱗をかき集めることができたのであるが、かうした諸方面より得た感銘から彼等の頭に地下室や路傍の生活よりもより明朗であり、より幸福は何か他の生活がありはせぬかとの考へが生れてきたのである。サガレンの兒童を取り囲むものは徒刑のみであつて、世界とか、世界に於ける人間關係についての考へは僅かに徒刑によつて色彩を加へてゐる。

さてゐる。サガレンの兒童は徒刑によつて息氣をつき、空氣と共にそのあらゆる否定的現象を受入れてゐる。サガレンの兒童が時々目撃する壓制、暴行、人間性の墮落、血塗れの犯罪、これこそ、サガレンの兒童が孤々の聲を擧げた最初の日から彼等を圍繞して居る環境であり、この環境を彼等は自然的な生活秩序の如く觀察すべく習慣つけられてゐるのである。もし運命が彼等兒童をして父と同じ経路を辿らしめるなら、その將來は推して知るべきではなかろうか？ 彼等兒童が自分達の父以上になりはせぬかと我々が危懼するのも尤ではないだらうか？ 併しもし生活が偶然に彼等の父をして罪を犯さしめたとしても、彼等の兒童はその零闊氣の間にあつて成長しその他の零闊氣を知らないわけである。此等憐れむべきサガレンの兒童が、長じて、本土に行き、そこへ悲惨な自分の精神、サガレンの流刑文化の成果を移入するのである。これこそサガレン生活の醜惡さに對する無意識的な復讐なのだ。毎年、危險分子を防がんと努めて、本土はサガレンへその罪人を流刑に處してゐるが、此等罪人の代りにサガレンは本土に數に於いて遙かに多く、更により粗暴な彼等の兒童を送つてゐる。現在の狀態に於けるサガレンへの流刑は、希臘神話にある多頭の怪蛇とも譬ふべく、この怪蛇にあつては利かなくなつた一つの頭のところに新しい、更により有害な頭が成育するのであつて、この怪蛇を殺害するためにはたゞ一つの方法があるにすぎぬ。即ち、根本的に流刑を改革することであつて、生活の關心を生活身體、開拓の利益のため——開拓自體のため——になるやう先づ考へ、この最後の開拓上の利益と報償といふ抽象的な觀念との混同を永久に避くべきである。

私はサガレンのかくも陰惨な野蠻現象の特質を畫くに際して、それによつて普遍的な意義又は特別な意義を附さうとは決して思つてゐない。風俗の弛緩は到る處に看取され、かかる風俗の弛緩は貧窮によつても、訓育や教育の缺如

によつても、男女の數に於ける不均衡による影響によつても是認し得ないやうな環境に於いてさへ看取されるのである。サガレンではかかる風俗の弛緩は、その形態の粗暴さのため、その露骨さのため、何處に於けるよりもより以上に自贊的なシニズムの如くに目に映する。サガレン婦人の風俗の弛緩は、恐らく我がロシヤの多くの工場に於ける婦人労働者の風俗の弛緩以上ではなからう。尙ほこれら工場では、研究家の言葉によると、この風俗の弛緩は寛に急速に進んで居り、家庭團樂を破壊し、少女にさへ波及してゐる。けれども人間生活のこの無遠慮な面は統計表の内容によつて實にハツキリと立證されてゐる。一八九九一一九〇一年の三年間のサガレン當局の報告によれば、サガレン婦人の家庭生活は、流刑囚も自由人も同様、結婚生活をするもの五七%、同棲してゐるもの二七・二%及び獨身生活をしてゐるもの一五・八%といふ平均數字となつてゐる。同棲者については、報告書はこの問題に關して正確な資料を手に入れることの困難さを指摘し、同棲者の數の中には、當局によつて明示されてゐる如く、幾年間同棲し、家族を持ち、世帯を營んでゐる婦人のみが含まれてゐると斷定してゐる。この貴重な教示によつて、サガレンに於ける全婦人の八四%以上が健實に自分の家庭生活を營んで居り、残りの一六%の状態が疑はしいと断定し得るのである。此等の結合のうち賣春のための隠蔽のみに役立つてゐる部分がいかに大であるか、勿論、判断することは不可能であるが、もし婦人の大半は、住民が農業に從事し、より確實な收入を得て居る村落に住んで居り且つこの住民の間に於ける男女の數的相互關係は島全體に於けるよりも遙かに恵まれて居る（農村住民に於いては個々の管區によつて一二三%から六六%までの間を上下して居り、結局一〇〇對四〇となつてゐるのに反して、島では一〇〇對一九・五である）といふ點を考慮に入れるなら、この數字は過大ではないと考へねばならない。個々のカテゴリーにより百分率に於ける婦人の

家庭上の地位を示せば次の通りになる。

	結婚せるもの	同棲せるもの	獨身者
流刑囚	一八・一	六三・八	一八・一
流刑移民	三二・八	五一・三	一五・九
流刑囚出の農婦	三八・七	三七・三	二四・〇
自分の夫に任意についてきた婦人を含めた自由な状態のもの	八六・三	二・三	一一・四

此等の數字を比較することによつて、結婚生活をしてゐる數が流刑囚から自由な婦人への方向へ漸次に増大してゐるが、反対に、同棲者の數が同一方向に於いて減少して居ることを知るのであつて、そのことは離婚及び結婚開始期に關しての流刑住民の現存規則の道徳性に對する有害な影響についての前述の結論の新しい確證に役立つてゐる。此等の數字は自由な同棲をより堅實な教會結婚の絆によつて代えようとする住民の希望を立證する他の、寛に重要な教示を與へてゐる。特にこの希望は、結婚生活者數が内縁的な同棲者數を二倍も凌駕してゐる男性の世界に於いて強く現はれてゐる。

前述せる概説の一つに於いて私は既に最近サガレン當局の間に支配的となつてゐる島の開拓を何だか不可能となす見解について述べて置いた。一九〇一年一月十二日附司法大臣の命令によつて、彼を議長とし、サガレン島軍務知事の参加を得て、この島に關聯せる問題審議の協議會が開催されたのである。この協議會がいかなる結論に達したかは不明であるが、外見では、當局の間に支配的であつた見解の表明には一九〇一年の『刑事彙報』第六號に掲載されて

ゐる『サガレン島の將來及び制度に關する問題』といふ筆者不明の論文がある。この論文はサガレンの統治にとつて現存の事實研究よりも立場の無拘束及び斷然性を基礎とせる寛に特質ある論證方法に關して非常に興味深いものである。この論文はサガレンの開拓に關する問題に觸れて、次の如く述べてゐる。「流刑囚の中から多くの農民を自由意志によつてサガレンへ移住せしめんと夢想することは現在では既に適合してゐない。即ち、島からの出發許可を手に入れた農民の壓倒的多數は、直ちに島を見捨てゝ了つてゐるので、現在ではこの許可を與へられるは稀であり、且つ國庫に債務を拂はぬものには與へられないことを數字が物語つてゐる。サガレンに残るものは、かゝる許可を貰へない移住を企てる何等の可能性を有してゐない全くの貧乏人だけである。』

『數字が物語つてゐる!』誰でもこの辭句に疑ひを挿ましめるが、前述の引用句の一般的調子即ち、『農民の壓倒的多數……直ちに島を見捨て、移民を企てる何等の可能性を有してゐないものが殘る』は、本土への農民の移住は何かの流刑病的逃亡であると考へ得るのである。實際のところサガレンよりの逃亡は前述の引用句を基礎として豫想し得るほどには大規模ではないのだ。實際に、次の如く『數字が物語つてゐる』。一八八九年から一九〇一年に至る一三年間にサガレンより本土へ八九八名移出したが、その際移住が現在よりも大きい苦痛を伴つた最初の十年間に合計僅か四一六名移出し、残りの四八二名は最後の三ヶ年間に行はれたものである。従つて初期に於いては一年に合計僅か四一名宛移出されたのに反して、後時に於いてはこの動きは一六〇名に増大したのである。即ち、四倍増加したのであつて、このことは當局の移住民に對する態度が以前に比して法外により寛容になつたことによつて説明されねばならない。とは云へこの事實がそれ自體いかに重要であるにせよ、それにしてもこの事實は前に引用せる辭句を基礎とし

て豫想し得るが如き廣い意義を有して居ない。なぜなれば、残つてゐる農民に對する移住農民數は全然取るに足らない意義しか有してゐないからである。一八九九年に於いては七八六三名の農民のうち合計僅か一七八名、或は二・二六%のみが移出し、一九〇〇年には八、四五七名のうち一六名、即ち一・八九%，一九〇一年には八、七一二名のうち一四四名、即ち一・六五%が移出したにすぎない。かくして、抑壓の緩和は、常に然るが如く、自然に移住の増大を招來せしめたとは云へ、それでもこの抑壓の緩和は住民中のほんの僅少部分に影響を與へたにすぎずして、直ぐに相對的にも絶對的にも移住が低下し始めたことを『數字が物語つてゐる』。將來に於いてこの移住數が果して幾分と雖も顯著な數に上り得ようとは考へられない。なぜなら、本土に於ける農民團體は全然厭々ながら以前の流刑囚を此等團體への編入に同意を與へて居るのであり且つ編入に際してサガレンの農民の壓倒的多數にとつては全然不可能な位の多額の入會金を要求してゐるからである。ところが流刑囚の農民の兒童については問題は別である。實際に、此等兒童はサガレンに残らないで、島を去る最初の可能性を利用し急いで出て行くのである。サガレンに於ける流刑二五年間にこのグループは島に於いて數的には壓倒的な意義を占め得たであらうが、そうは云ふものゝ、公けの報告によれば、流刑囚の農民の兒童は合計僅かに七九二名を數へるにすぎず、そのうち一七六名は未成年者なのである。勿論、そうでない筈はないのだ。サガレンの現實は餘りにも峻厳であつて、強制力を用いないどんな方法によつても青年を定着せしめるための據點が餘りにも少なすぎるのである。

大陸への農民の動きが大衆的性質を帶びてゐない點を指摘して、このグループがサガレンの生活に全く満足して居り且つ本土に於けるその生活よりもサガレンの生活を好んでゐるとまでサガレン生活に順應した、とは私はどうして

も云ひたくない。否、反対である。サガレンではこの生活に憚まされなかつたやうな人、この生活を何だか一時的であつて、早晚サガレンから出て行かうと期待しなかつたやうな人が居ないやうに思はれるのである。でもこれについてはその由つて来る原因があるのであつて、此等原因に打克ち得るものであり且つ打克たねばならない。そうは云ふものゝ、サガレンへの移民の自由移住によつてサガレン開拓の可能性を否定的に観察する總ての人々はこの事實に何か宿命的意義を與へ、この事實を何か全く不動なものゝ如く、又或る數學の公理のやうにみなししてゐる。サガレンではその強制移民を島に愛着せしむべく且つ此等移民にとつてサガレンを第二の故郷たらしめるためのあらゆる手段が採られたものゝ如くである！

以上の概説に於いて島での移民の生活がいかに營まれてゐたか、移民にとつては自分の半餓餓的生活権を如何に苦心して戦ひ抜かねばならなかつたか、且つこの生活権は將來に於いていかに少しあか保證されてゐないかを我々は知つたのである。かゝる條件の下ではサガレンの生活に順應することは困難である。けれどもサガレン人をして屢々サガレンと同程度の永久的な窮乏が持ちうけてゐる本土を注視すべく餘儀なくせしめる原因は貧窮ばかりにあるのではない。サガレン人をサガレンから追ひやつてゐるのは、經濟的原因よりもその無權利がより大きい。サガレン人は、長年月に亘る監獄、徒刑、及び殖民により、困難な『家政』労働によつて萬人と同じやうに生活し、喪失せる權利をとり戻す權利を獲得したのである。彼は農民に轉ずることによつて法律的には此等の權利を獲得してゐるものゝ、事實上は、彼がサガレンに残つてゐる限りでは、他の移民以上の權利を有してゐないのだ。監獄當局は流刑囚をあらゆる權利が剥奪されてゐる生物の如くに見るやうに慣されて居り、移民及び更に農民にも同じ見解を持つてゐるので、

農民は彼の『權利』が完全に保護せられるとの確信を得ることが出來ないのである。壓倒的多數が自由人によつ構成されて居り、從つてサガレンに於けるより權利の保證を得てゐる筈のシベリヤに於いてさへ、當局の達示に従つて、以前の流刑囚を笞刑に處する場合がある位である。況んやサガレンに於いてをやである。昨日まで強制移民であり極く最近まで流刑囚であつた彼が誰に不平を云ふのであらうか？ サガレンをよく知つてゐた或る人が次の如く述べてゐる。『農民としての權利を獲得してからも、彼は流刑囚に對してこの自己の優越性を餘り感じてゐない。流刑囚出の農民は農民階級編入によつて彼等が獲得せる權利を非常に尊重する。そらは云ふものゝ、此等の權利は事實上承認されないで否認された場合もあつた位である』（註一）。従つて勝手な自由の剝奪位のことは日常茶飯事であつた。元アレクサンドロフスカヤ監獄の監督官リビン氏は、彼がこの監獄の事務引繼を行つた際には、その未決監房には三〇〇名以上の囚人が居つたと述べて居る。氏は云ふ『此等囚人の大多數は、既に多くの月日を獨房で監禁されてゐるのにも拘らず、何のために拘禁されてゐるのか全然知らない。二週間の取調によつて漸く實際未決監房に監禁すべき者は僅か八〇名に過ぎないことが分つたのである。その他のものは、この監房に監獄の監督官及び看守によつて取るに足らない過失の廉により監禁され、その後忘れられてゐるらしかつたのである』（註二）。サガレン島軍務知事も同じことを立證してゐる。彼は云ふ『私が島を訪問した際に拘禁者中の多くのは彼等の拘禁が不正である點につき私に訴えてゐた。此等の歎願を調べて見て、實際に、法律に従つて定められてゐる場合に該當してゐないのに屢々監獄に監禁されてゐたり、往々にして未決囚として長期間に亘つて拘禁されてゐる場合があることが明らかになつたのである』（註三）。サガレン島知事命令の實證によると、徒刑勞働からの解放及び流刑移民の農民への轉入さへ當局によつ

て遙かに遅れて行はれてゐる（註四）。

註一、一八九五年版「刑事彙報」第一號、六五頁所載の『コルサコフスキイ管區移住の概観』参照

註二、一九〇一年版「刑事彙報」第九號、四七八頁所載のリビンのものせる『サガレン官吏の記録』参照

註三、一八九八年十二月二十三日附の島に關する訓令第二九五號、一九〇〇年版「刑事彙報」第一號、五九頁参照

註四、一九〇〇年版「刑事彙報」第一號、五五及五九頁所載の一八九九年九月二十九日及び一八九八年十二月十六日附け訓令
第三九四號及び第二八八號参照

サガレンに於いては流刑囚出の農民に彼の權利のいかなる保證が與へられてゐるか？それはそれとして、サガレンでは農民の機關が不足してゐる結果として、農民は絶えず當局と衝突せねばならない。以前の國營農民に關する規定を基礎として、サガレンに農村團體及び社會機關設立の必要性を元刑務總局長官ガルキン・プラスキー氏が早くも立證してゐた（註一）。この問題に關する彼の考察はベテルブルグで以前に開催されたサガレン殖民促進施策遂行問題協議會によつて裁可されたのであつて、早くも一八九二年の四月には沿黒龍總督は元サガレン島長官コノノヴィチ少將に『サガレン島に於ける農村團體及び社會機關創設に關聯せる、詳細で且つ地方の必要性と條件とを考慮に入れた規則を可及的速かに作製し、提出する』やうに提議したが、この問題はやつとのことコノノヴィチ氏の後繼者の時代になつて、即ち、サガレン島の軍務知事メルカジン少將が管區長にこの問題に關する自己の意見を述べるやう命じた。一八九五年に於いて若干の動きを見せるに至つたのである。管區長はこの提案に對して極めて同情的に取扱ひ、サガレンに於ける社會機關の設立を無條件に必要ないと認め、その年に於いて自己の結論を下した。然るにその後問題は

再び一九〇二年まで、丸七年間立ち消えとなつたが、この一九〇二年に至りサガレン島軍務知事によつてサガレンに於ける農民機關設立に關する特別協議會が召集されたが、この協議會で研究された考察が、どうなつてゐるか私は聞知しない。

註一、一八九五年度版「刑事彙報」第五號、三三九頁以下一〇頁参照

とは云ふものの、サガレンに於ける農村社會設備の設立には多少なりともひどい困難に出喰さなかつたものゝ如くであつた。事實この設備は存在して居り寧ろ地方長官によつて獎勵されてゐる位である。なぜならばサガレン住民にとつて習慣的な農村團體型に於ける彼等サガレン住民の組織は、人數の少ない地方當局にとつては多少なりとも村民の生活を調整する唯一の方法であるからである。元サガレン島軍務知事メルカジン少將の立證するところによれば、『各開拓村はそれが創設されるや否や或るグループに集團すべく努力した、がこのグループはその代表を選び、若干の社會的義務及び納貢（例へば、荷馬車、道路奉仕等々の賦與）を與へたのである』（註一）。元トウイモフスク管區長サブリモウイチ氏は次の如く述べてゐる。『完全な權利を獲得せる團體たる様相を有してはゐないが、それでも拘らず、サガレンでは團體の重要な基礎に於いて此等權利は事實上存在して居り、地方生活に於いては或る程度まで完全な權利を獲得せる團體としての役割を果してゐる。組長は管區當局によつて確認された宣告に従ひ同團體によつて選出され、團體から固定給を貰ふのであるが、村の書記も同じく給料を貰つてゐる。それ以下に、組長の候補者及村の總代（農村裁判所として）が選ばられる。』『監獄當局は一とサブリモウイチ氏は更に續ける多くの場合團體を承認して居り且つ彼等は

選ばれた組長と同じく行政上の諸課題及び監視に關する任務を大いに輕減してゐる。組長を経ての命令傳達とは無關係に多くの係争事件が團體の審査に委ねられる。そこで團體は何かの方法によつて屢々木材の配給及び監獄にとつて遅延を許さないか或は時間に間に合はすには困難な仕事のうちの多くを行ふやうに命ぜられるである。デルビンスキイ地方では今日まで荷馬車の納貢が實施されてゐた』(註二)。元刑務總局官サロモン氏、はサガレンに於ける農村團體の組織を記述するに當つて農村組長の義務を列舉して居るが、此等の義務とは、何かの事件については當局に報告すること當局のあらゆる命令を受取り、告示し、罪を犯した場合には罪人を拘留し、物的證據を保存し、浮浪人逮捕を指導し、荷馬車と並んで列をなし、全移民地に課せられてゐるあらゆる仕事を命令し、自分や「傳達員」や牧人や書記の給料のために稅金をとり立てたりすることなのである。「傳達員」の義務と彼は云ふ一其の名の示すやうに彼は集會を召集し、組長の命令について報告し、組長の個々の委託を執行するのである、(註三)

註一、一八九五年七月十九日附の軍務知事宛申告第八、八〇九號参照

註三、ア・ベ・サロモン『サガレン島』、「刑事彙報」参照

かくして、當局によつて半承認の農村團體は存在してゐるとは云へ、此等團體の存在は此等團體が當局の見解の協力する限りに於いて容認されるのである。サガレンに於ける農村團體は多くの義務を背負つてゐるが、何等の權利を有してゐない。そして村民達が自發的に農村團體に似てゐるグループに組織されてゐるとは云へ、この團體はあらゆる他の義務と同じく苦しい義務をも課せられるのであるが、この義務たるやこれがため住民の同情を集め得ない。サ

プリモヴィチの立證するところによると、農民は集會に出席することを避けやうとさへして居り、多數を代表してゐる移民の決議に服してゐるのである。かうした條件の下では、各農民は、云ふまでもなく、時が來たら法律的權利を有してゐるが如き生活を營みたいとの考を抱くのであるが、かゝる生活はサガレンの監獄制度の下では各農民にとつては全く意義がない。此等監獄制度の全生活に浸透して居り、到る所に苦惱の連續を感じしめるのである。それらは一秒と雖も自由な氣分となつて、無我の境地に侵しまないのである。即ち、監獄の重壓が全生活に感ぜられ、島を立ち去る以外にこの重壓からどうしても免れられないのだ。サガレンに於いて立派な生活を營むことに成功した人々さて、二足三文で自分の經營事業を賣拂つたり、部分的には放げ棄て、貧窮から脱れるべく本土から非常な困難を忍んでサガレンへ來たのに、この同じ貧窮が屢々待ち受けでる本土へ行くいふ、一見不思議としか思はれない事實はこの監獄制度の不斷の重壓によつて説明されるのである。もし各人にとつて障害なく法律的に彼に所屬してゐる權利を享有する可能性が高價に値するとしたら、此等の權利を喪失し、その後多年に亘る苦しい労働、その人間的人格の剝奪とあらゆる輕視を犠牲にして再び此等權利を獲得した人間にとつてはこの可能性は何倍も高價に値するであらう。全然生活に打ち負かされ、あらゆる價値を低下させられ、喪失せる人間のみが、此等の權利を抛棄し得るのである。サガレンの農民は本土の農民とその權利に於いて平等でなく、自由に此等の權利を享有することが事實上不可能である限り、サガレンに於ける農民の「自由意思による定着」は望み得べくもないことは明かである。

勿論地方當局者中にも事態を理解してゐる人のゐることは認めねばならぬ。その代表者中の若干の人々はサガレン住民を監獄當局の支配下から脱せしめ農民の法規の原則によつて生活出来るやうにしなければならぬことを悟つてゐ

る。彼等は以上の點を前犯罪人の道徳的更生の保證と見てゐる。『農村住民の道徳的水準向上のためには一と元コルサコフスキイ管區長ヴォログジン氏はその報告書に述べてゐる—農民裁判所（この農民裁判所の設定によつて從來無權利の流刑囚に自發的活動が要請される）を有する社會團體創設されるならば、當局の保護から解放されて自分の意見を表明し得るやうになるだらう。此等の貴重な新制度は—彼は更に續ける—もし此等新制度の下級實行者が住民の必要に對してより、注意深く、より熱意的に缺點に對しては寛大に對應し、命令と感嘆によつてのみ行動する最下級警察機關の如き行動をとらないならば流刑囚にとつては更に大きい價値を有するであらう。かかる條件の下に於いてのみ一八六一年二月十九日の法令實行から有益な結果を期待し得るのである』（註一）。

註一、一八九五年十二月十五日附の軍務知事への報告、第九〇四六號参照

サガレンに居住してゐる農民に、彼等が本土に於いて享有してゐたやうな權利を與へることの問題は、強制移民及び強制勞働から解放せられてゐる徒刑囚の法的地位に關する問題を提起した。サガレン島軍務知事は前に引用せる提議について管區長等に移民の生活様式に關して自分の判断を提出するやう彼等に提議した。彼は云ふ、『サガレンの流刑地、特に古い流刑地に於いては、農民階級の權利を獲得した人と憐り合つて流刑移民をして『サガレン』に定住する意思を起さしめる可能性があるかどうかを検討することが望ましい』この提案に答へてアレクサンドロフスキイ管區長ステツエヴィチは、一般的な集會に於ける發言の權利は流刑移民のみではなく、徒刑囚にも與へられねばな

らないとの意見を述べた。『現在既に實行されてゐる移住地に於ける家族連れ徒刑囚の定住—と彼は述べてゐる—及び流刑移民の移住地送出は各移住地の組成を徒刑囚、流刑移民、流刑囚出の農民及び自由民といふカテゴリーに區分せしめた。かうした事情は若干の一般問題の決議に參加する權利を是認し、農村の集會に於いて各カテゴリーの全員に土地、農場の附屬地の利用に關する問題及び住民の經濟的利害に結びついてゐるあらゆる問題にても發言する權利を與へるべく餘儀なからしめる。然らずしてもし、流刑囚出の農民と自由民のみに發言權を與へるなら、移住地に居住してゐる徒刑囚と流刑移民は常に凌辱を蒙り、あらゆる重要な生活問題に於いて團體員の壓迫下に置かれるであらう』（註一）。コルサコフスキイ管區長は、サガレンに於いて郡裁判所設置の必要性を指摘して、次の如く述べてゐる。『流刑移民に農村裁判所を利用する權利を與へながら、家族連れ徒刑囚にその權利の利用を拒否するやうなことがあつてはならない。なぜなら、此等徒刑囚は、移住地に居住し、その同村人と利害を共にしながら、心ならずも彼等と衝突し、農民生活に極めて多いあらゆる非運を嘗めねばならない。農民又は移民と一緒になつて徒刑囚が罪を犯す場合には、この同じ罪に對して、徒刑囚のみは往々にして何等の審問もなく、他のカテゴリーに屬してゐるその他の犯人に對して農村裁判所によつて課せられるよりもより重い刑罰を行政手續によつて課せられるといふことは不公平だからである。家族連れ徒刑囚に對する農村裁判所の福祉均霑は、流刑囚の生活、特に彼等の兒童に對して大きい道徳的影響を與へ得るのである』（註二）

註一、一八九六年二月七日附の軍務知事への報告第二七三二號、植民地としてのサガレン参照

註二、一九九五年十二月十五日附の軍務知事への報告第九〇四六號参照

以上が島の軍務知事に對し及び管區長によつて述べられてゐるサガレンに於ける農民制度改革の限度についての意見なのである。此等の人々の權威について疑ふのは困難である。と云ふのは、幾年間もサガレンに勤務せる彼等の住民の生活に密接に觸れて居り、その窮乏と必要とを研究する充分な可能性を有してゐたからである。此等の意見は次の點から更に特別な重要性を持つてゐる。即ち、此等の意見は行政當局の代表者から出て居り、而もその當局たるや、サガレンでは無權利の流刑囚大衆を操縦し、極めてウルサク自己の特權を振り廻す傾向があり、それらが法律によつて指示されてゐる限度から出てゐる時でさへ此等を擁護してゐる人である。けれども、彼等によつてかくも熱意を以つて歡迎された農民改革の實現は、現在サガレンに於いて存在せる統治制度を根底から覆るものであると考察するのは困難ではない。サガレンの農民と自由民に彼等が法律によつて享有すべき諸權利を與へることの必要性は、自明の理であり、早くも十二年前に認められてゐたところである。この改革の論理上の成果として全農村住民に對するこの改革の普及を擧げ得るが、此等農村住民の生活上の利害は、實際には個々のカテゴリー別にこの改革の恩恵利用を區分することがどうしても出來ない程度にからみ合ひ、縛れさせてゐるのである。此等のカテゴリーの實際的分界のために事務室に於いていかなる枠が考案されるにせよ、どうせ生活が此等の枠を粉碎し、此等總てのカテゴリーを一つの生活の流れに混和させる。けれども農村住民即ち、サガレンの流刑囚住民の多數が監獄吏の保護なくしてやつて行くことが出来る時には、サガレンの監獄よりの依存は全然無意味とならう。この監獄は代によつて圍まれてゐる、ちつぽけで、やつとのことで目につく後方の隅の土地に押し退けられるのを餘儀なくされるだらう。而してこの監獄吏の保護はあらゆる民衆社會に於いて存在するのである。

監獄にサガレン開拓の命令權を與へたことは大きい誤りであつた。それ故に現在では監獄當局自身此の誤謬を認めてゐる。而して當局は意識してゐないにしろサガレン開拓成功の最も必要な條件の一つとしての農民改革はこの島の生活に於ける監獄の干涉を全然無用なものたらしめてゐる。二十五年の經驗は、開拓の任務と懲罰上の任務とは兩立しないのみではなく、全く互ひに相反してゐることを立證した。裁判所の判決施行を報償としてではなく、矯正手段の如くに見る見解は、ロシヤに於いてのみではなく、ヨーロッパに於いてさへ未だ餘りにも新しい。それが新奇なために、この見解は監獄内の實際的活動家の充分理解するところとならなかつたのみではなく、理論的にも反対者が相當に多いのである。それ故に矯正手段としてのサガレン開拓の役割及びその國家的重大意義が當然理解さるべきが如くに理解されず、一八六八年の委員會の計畫の實行者として刑罰に對して中世紀的見解をもつて人々が出現したこと及び犯人の人格が尊重されなかつたのみではなく、全然認められなかつたことは何等驚くに足らない。然し乍ら、よし理論的結論が餘り信ぜられないとしても、サガレンの四分一世紀の經驗は、新しい生活に人々を更生せしめ、彼等をして立派な健全な社會に結合せしめんとするいかななる試みも此等の人々の人間としての人格が壓迫されてゐる際には不可能であることを立證してゐるのである。島の物質的條件も、移民中の多數のものゝ内部的な性質も、サガレン開拓の障礙ではなかつたのである。資源についても同様不足ではなかつた。監獄當局の手を経てのサガレン開拓の経験のため約三千萬留を費したのである。そしてサガレン開拓失敗の唯一の原因としてサガレン移民に於けるその人間的人格の忘却のみを認めねばならない。將來サガレンの開拓がいかなる傾向—農業的又は工業的—をとるにせよ、罪人の人格に對する見解が相變らず同じであるなら、それは不可避的崩壊に至るべく運命づけられるであらう。監獄が

極く近い將來に於いてサガレンに現存する勤務員スタッフを他の人々によつて代置し得るだらうと期待することは、云ふまでもなく、不可能である。それ故にサガレンの開拓事業の指導そのものは、一般人の生活により密接に結びついて居り、懲治監獄に於いてさへ現在では否定せられてゐる彈壓精神に染まつてゐない役所の命令によつて行はねばならない。

サガレンの開拓は、一方では、その無盡藏にして多種類の富源のお蔭で、他方では全黒龍江沿岸地方のための重要な要塞を築き上げてゐる地理的地位の結果として、大いに國家的重要性のある事業であつて、この重要性の前には流刑地としてのその意義は全く薄くなる。サガレンに自由移民を移住させることは不可能である。何せなら、サガレンの評判は國民の間に餘り強くなつて了つたので、そこへ自發的に誰も行かうとしないからである。それ以上に、豊かなウスリー地方附近及び一般に黒龍江沿岸地方に住んでゐる住民が一定の人口密度に達しない限り、物質的及び文化的生活水準が本土の接近地域よりも遙かに峻烈なサガレンへの自由移住は考へる餘地さへない。それ故に罪人中から犯罪常習人、浮浪人、及びサガレンの氣候的條件に全然適しない分子か或は合はない分子であるコーカサス又は中央亞細亞草原の土着民の如きあらゆる人々を除外して罪人をサガレンに移住させ以外に方法がない。この國家的事業に於ける刑務總局の意義は移民供給者たる奉仕的役割に制限されねばならず且つ國家の制度としてのサガレンに於ける流刑の意義に依據して、そこへは單に開拓のために必要な罪人だけ流刑に處すべきであつて、刑務總局が以前に於いてそうあつたやうに、本土の監獄に残すことを危険と考へられるが如き人々を流刑に處すべきではなかつた。罪人の道徳的性質の決定は裁判官のなすべきものである。其の理由は云ふまでもなく、裁判官には誰よりも以上に罪人を犯罪に驅り立へた隠れた原因が分つてゐるからである。彼等罪人のうち餘り墮落してゐない人々は、彼等の運命を輕減するため、直接裁判所によつて『サガレン』行きの判決が下されるのであるが、その際、勿論、彼等のうちから島の當局にその必要とする分子を選ぶ権利が與へられるべきであらう。サガレンへの流刑はそうした場合には特權であり、現在の如き最極度の不幸でないので判決を受けた犯人はこの流刑を希望を以つて見るやうにならう。蓋し彼等犯人の將來は自己の生活改善への努力次第によつて幸福となる可能性が出來てくるからである。島で犯罪を犯したもの、矯正し難い怠け者にとつてだけの監禁場所の役をなす場合のみサガレンの監獄は、抑壓の意義を有すべきである。サガレンの監獄は現在では島を犯罪から救はないのみではなく、當局自身の一般に認めるところによれば犯罪の培養所であり、學校であるのだ。ア・ベ・シビヤギンは次のやうに述べてゐる。『最も根深い罪人に對しては生産勞働、嚴格ではあるが簡単にして安らかな秩序、完全な公平さ及び心からの配慮程よい影響を與へるものはないといふことを尙ほ疑つてゐる總ての人々に敢て信ぜさせしめやう。以上總てのことは、鐵の格子のついた石の壁及び以前から不必要にして、恥づべき枷、笞、鞭は極度に恐怖を起さしめ、實效あるが如く見えるにも拘らず、もし彼等罪人にして人間的價値及も長年の監禁後に於ける更生とよりよき將來に對する希望が蹂躪された場合には、必ずしも彼等罪人を鐵柵内に止め置くことが出來なかつたではないだらうか!』(註)

註、ア・ベ・シビヤギン著、「現在及び將來の刑法上の流刑並に監獄小論」、一八九八年の「刑事彙報」第六號、二九一頁參照

ト工-2/N
-30

昭和十七年九月廿五日 印刷
昭和十七年九月卅日 発行

拓務省拓北局

印刷人 東京市神田區旅籠町二丁目二番地 伊祐

印刷所 東京市神田區旅籠町二丁目二番地 青田

東京市神田區旅籠町二丁目二番地 廣業館印刷所

電話下谷 (83) 一〇四五五二番



終

